

社会医療法人聖峰会
グループホームさくら
認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
運営規程

(目的)

第1条

この規程は、社会医療法人（聖峰会）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業
及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項
を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条

本事業所の名称は「グループホームさくら」とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤で兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤で兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 7名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 看護師 1名（事業所の職員として看護師を常勤で配置）

利用者に対する日常的な健康管理を行う。

(利用定員)

第6条

利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際は、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条

- 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - ① 家賃(部屋代) 1,300円/日(生活保護の場合1,100円)
 - ② 食費材費(おやつ込み) 1,380円/日
(朝400円、昼450円、夕530円)
 - ③ 水道光熱費 550円/日
 - ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費
- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 4 上記課税対象料金は消費税を含んだ「総額表示」となる。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者または要支援2の者で、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。※利用者が病院等に入院した場合、入院治療の期間が14日程度と見込まれるとき。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合

がある。

- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。
- 4 利用にあたっての留意事項を下記に定める
 - ① 面会時間については、8時30～20時までとする（特変時は除く）
 - ② 外出、外泊は随時可能だが、事前に必ず届け出ることとする
 - ③ 所持品、備品等の持ち込みについては事前に必ず相談すること
 - ④ 設備、備品の利用については、随時相談を受け付ける
 - ⑤ ペット等の持ち込みは、他の利用者に迷惑をかけることがあるので、持ち込まないこと
 - ⑥ 敷地内は原則禁煙とする。
- 5 短期利用生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（秘密保持）

第11条

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(医療連携体制)

第 17 条

- 1 看護師を 1 名以上配置する。24 時間常時連絡できる体制を確保する。
- 2 利用者に対する日常的な健康管理を行なう。
- 3 利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡、調整を行なう。
- 4 職員に対する医療面の指導を定期的に行なう。
- 5 看取りに関する指針等を整備する。
- 6 重度化した場合における対応に係る指針を整備する。
そのための勤務時間を確保する。
- 7 協力病院の確保
 - ・ 済生会日田病院
 - ・ 田主丸中央病院

(身体拘束廃止の取組み)

第 18 条

- 1 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 2 身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修 年 2 回以上、実施する。
- 3 身体拘束適正化対策委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
運営推進会議を活用する。

(その他運営についての重要事項)

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(高齢者虐待防止の取組み)

第19条

- 1 虐待防止のための指針を整備する。
- 2 虐待防止のための従業員に対する研修 年2回以上、実施する。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第20条

- 1 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。
- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。
- 3 運営推進会議規則には、目的・委員・開催期間・会議内容記録・公表等を規定する。

付 則 この規定は、令和 3 年 3 月 15 日から改定する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改定する。
この規定は、令和 7 年 5 月 1 日から改定する。
この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から改定する。